



様式第九号(第十条の六関係)

許可番号 第 09820007567 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地

氏 名 株式会社アクト・エア

代表取締役 富岡 康則

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

相模原市長 本 村 賢太郎



許可の年月日 令和7年5月18日

(初回許可年月日 平成12年4月1日)

許可の有効年月日 令和12年5月17日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

産廃中間処分(破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

破碎: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(注1) 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(注2) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分できない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面2のとおり

3. 許可の条件

生活環境保全上必要な措置

環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年5月18日 許可更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 なし

(日本産業規格 A列4番)



2. 事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所及び施設の規模等は、次に限る。

(1) 中間処分を行う場所及び中間処分に係る保管場所

神奈川県相模原市南区麻溝台二丁目1633番及び1634番(1930m²)

(2) 中間処理施設

破碎施設 1基

処理能力(混合廃棄物として) 25.5t/日(8時間)

(廃プラスチック類単体の場合) 3.7t/日(8時間)

(木くず単体の場合) 22.0t/日(8時間)

(3) 保管施設

受入廃棄物保管ヤード

保管面積 150.4m² 最大保管量 253.8m³

処理後の廃棄物保管施設

ア 廃プラスチック類保管コンテナ

保管面積 13.57m² 最大保管量 21.7m³

イ 紙くず保管コンテナ

保管面積 6.84m² 最大保管量 8.2m³

ウ 木くず用コンテナ

保管面積 13.57m² 最大保管量 21.7m³

エ 金属くず用コンテナ(2基)

保管面積 13.6m² 最大保管量 16.4m³

オ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず用コンテナ

保管面積 6.84m² 最大保管量 6.0m³

カ 混合廃棄物保管ピット

保管面積 68m² 最大保管量 204m³

以下余白